

令和2年度働き方改革の外部視点アドバイス事業の支援対象企業の募集について

広島県働き方改革推進・働く女性応援課

令和2年度働き方改革の外部視点アドバイス事業の対象企業の公募を行います。支援を希望される企業の皆様は、次の内容に基づきご応募ください。

1 事業の目的

この事業は、働き方改革の意義に共感しているものの、具体的にどのような方法で、何から始めればいいのかかわからないといった、取組に関してノウハウ不足の課題を抱えておられる県内中小企業等(以下、「支援企業」という。)に対して、外部視点アドバイザーが企業の個別の課題に応じたアドバイスや取組の提案を行うことで、積極的に働き方改革に取り組んでいただくことを目的としています。

2 事業内容

県が契約した委託業者(以下、「委託業者」という。)の「外部視点アドバイザー」が、**計4回程度の訪問に加え、電話やメール等で相談対応**を行いながら、支援企業の皆様とともに、次の内容を実施します。

(アドバイス内容や訪問回数は、課題分析結果や設定目標の内容等によって、企業ごとに異なります)

【事業実施期間】 支援決定後 ～ 令和3年2月末(派遣開始時期は、応相談)

【訪問(1回目)】
ヒアリングの実施

○階層別(経営者層・管理職層・従業員)ヒアリングの実施

- ⇒ 経営者層における現状認識の把握
- ⇒ 経営者層だけでなく、管理職層・従業員での現状認識も把握

従業員アンケート
調査の実施

○「広島県 働き方改革 従業員意識調査ツール(※)」の提供

- ⇒ 支援企業において、「広島県 働き方改革 従業員意識調査ツール」による経営者層・管理職層・従業員へのアンケート調査を実施していただきます。(パソコン環境がない場合は、紙で回収の上集計していただく可能性あり)

(※) 68 の設問で、自社の職場環境等について3つの階層別の意識のギャップに着目して課題を分析できるツールです。

委託業者による現状把握・課題抽出

【訪問(2回目)】
アドバイス
(方針・目標の整理)

○課題抽出結果による取組方針・目標の明確化

- ⇒ 従業員意識調査・階層別ヒアリング結果に基づいた課題内容を提示し、その課題の優先順位(課題解決に向けた取組の方針・目標)を整理していきます。

【取組方針・目標の例】

- ・総労働時間または所定外労働時間の削減率
- ・年次有給休暇の取得率の向上
- ・多様な働き方の導入 (例)フレックスタイム、短時間勤務、テレワーク、在宅勤務の導入

【訪問(3回目)】
アドバイス
(仕組みづくり・
行動支援)

○取組方針・目標に沿った仕組みづくり・行動の支援

- ⇒ 取組の具対策を提示しながら、仕組みづくり(推進体制、制度導入)や、行動(制度利用促進、周知啓発、業務改善、実態把握・管理)のアドバイス支援を行います。

【訪問(4回目)】
フォローアップ

○仕組みづくり・行動内容のフォローアップ支援

- ⇒ これまでの仕組みづくりや行動の支援の内容について、進捗状況等の確認を行うとともに、取り組む中で新たに生じた課題の整理を行い、更なる改善策の提案を行います。

※支援の流れは、企業の状況に応じて柔軟に実施させていただきます。(そのため訪問のタイミング等が前後する場合があります)

3 対象企業

次の1～6を全て満たしている必要があります。

1	県内に本社があり、常用雇用する労働者が概ね31人以上300人以下の中小企業等であること。
2	働き方改革に関して、経営者は意義を感じているものの、取組に関してノウハウ不足の課題を抱えているなどから、取組に未着手であること。
3	事業実施期間終了後も、県に対し、自社内の働き方改革の取組内容や進捗状況等についての情報提供が可能であること。
4	労働関係法令等に違反する重大な事実がないこと。
5	広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等または第20条第1項の規定による通報の対象となつた者ではないこと。
6	広島県の県税を滞納していないこと。

4 支援企業数

30社

5 参加費用

無料 (ただし、本事業の範囲内に限ります)

6 委託業者 (働き方改革の外部視点アドバイザー)

広島県が、広島県社会保険労務士会 (広島市中区橋本町10-10)に委託して実施します。

働き方改革の外部視点アドバイザーとして、働き方改革に関して知識を有しており、職場環境に関する企業支援実績を持つ社会保険労務士を派遣いたします。

7 応募受付等

(1)受付期間

【第1回】 令和2年7月20日(月)～8月14日(金) 17時《必着》(8月中旬～8月下旬頃支援決定)

【第2回】 令和2年8月17日(月)～9月30日(水) 17時《必着》(随時支援決定)

※ただし、第2回は支援企業数が定員に達した時点で募集受付を終了します。

(2)申込書類

支援を希望される企業の皆様は、次に掲げる全ての書類をご提出ください。

(提出をもって、委託業者に対して提出書類を開示することに同意があったものとします。)

1	令和2年度働き方改革の外部視点アドバイス事業支援申込書	1部【指定様式1～2】
2	会社概要(パンフレットなど会社の活動の概要が分かるもの)	1部

※指定様式1～2については、ホームページにwordデータを掲載していますので活用してください。

※提出書類のほか、必要に応じて追加資料の提出及びご説明をお願いすることがあります。

(3)申込方法

広島県商工労働局働き方改革推進・働く女性応援課まで持参または郵送により提出してください。

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前9～12時・午後1～5時の間にお越しください。

※郵送の場合は、封筒の表に「働き方改革の外部視点アドバイス事業支援申込」と赤字記入してください。

<申込先>

広島県商工労働局 働き方改革推進・働く女性応援課
働き方改革推進グループ(担当:西尾)

〒730-8511 広島市中区基町10-52(県庁東館3階)

TEL 082-513-3340(ダイヤルイン)

(3ページに続きます)

8 選考方法

県は、次の選考基準によって選考を行い、支援企業を決定します。選考後、速やかに選考結果を文書でお知らせします。なお、選考にあたり、必要に応じて、ヒアリング確認等を行います。（委託業者と提出書類やヒアリングの内容を共有させていただく場合があります。）

【主な選考基準】

(1)取組意欲

経営者や本事業担当者等に、積極的に働き方改革に取り組む意欲はあるか

(2)有効性

受入体制が整っており、委託業者のノウハウを活用した外部視点アドバイス支援が有効に機能することが期待できるか

9 公表

支援決定となった場合、県は、企業名について公表する場合があります。

企業名が特定できる取組状況や実施内容等については支援企業の承諾がない限り公表することはありません。

10 留意事項

○本事業における支援について、他の公的な補助金等を重複して受けることはできません。

○支援決定後であっても、事実と異なる申込内容であることが判明したときなどは、支援決定の取消を行う場合があります。

○過去に働き方改革コースの支援を受けた企業は応募できません。

11 その他

【参考1(対象企業)】

本事業では、働き方改革の「しくみ」を整え、「行動」に取り組み始めている段階に至るよう、アドバイザーがサポートさせていただきます。

⇒ この段階に至っていない場合(※)は支援の対象となります。

(※例): 制度は一応あるが、会社として働き方改革に対する方針が明確になっていない

しくみは整えたが、その段階で留まっている(制度周知や利用促進等、行動の部分ができていない) など

《語句説明》「しくみ」「行動」とは次の内容を指します。

語句	内容	具体例
しくみ	方針	方針の明確化、数値目標の設定 等
	推進体制	社内推進体制の構築 等
	制度	制度の導入 等
行動	制度利用促進	制度を活かすためのルール導入 等
	周知・啓発	制度・ルールの周知・啓発、管理職や従業員への教育・研修 等
	業務改善	業務プロセスの見直し 等
	実態把握・管理	実績把握 等

【参考2(ツール)】

「広島県 働き方改革 従業員意識調査ツール」は、広島県専用サイト「Hint ひろしま」からダウンロードできます

URL: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hint/as-tool.html>

○ 申込書記載方法や事業内容におけるご質問等について、ご遠慮なく、7-(3)に記載の申込先までお問い合わせください。